

変更理由書

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名：4-1 公共（西宮下）管渠更生工事

2 工事場所：上尾市西宮下四丁目地内外

3 工種：土木一式
(建設業法上の29分類)

4 変更契約内容

	変更前	変更後
工期	令和 4 年 1 月 3 0 日から 令和 5 年 6 月 3 0 日まで	令和 一 年 一 月 一 日から 令和 一 年 一 月 一 日まで
契約金額 (税込)	6 8, 2 7 3, 7 0 0 円	7 2, 4 9 2, 2 0 0 円
工事概要	耐震継手工(目地利用) 12箇所 人孔修繕工 ケレン 1.18㎡ 人孔補修 1.18㎡ 足掛金物撤去設置 50箇所	耐震継手工(目地利用) 0箇所 (新規) 耐震継手工(誘導目地設置) 11箇所 人孔修繕工 ケレン 2.58㎡ 人孔補修 2.58㎡ 足掛金物撤去設置 (新規) 46箇所 取付管撤去 11箇所

5 変更理由

本工事において、下記の事由により数量の増減が生じるため変更する。

- ① 契約締結後に実施した事前調査の結果、耐震継手を設置する箇所に、既設管の継ぎ目がなかったため、目地利用による耐震継手を廃止とする。
【耐震継手工(目地利用)-12 箇所】
- また、新たに既設管に目地の設置が必要となったことから、誘導目地の設置による耐震継手工を 12 箇所追加する。
なお、No199-1-10-1 の下流側の耐震継手を設置する箇所に、既設の副管があり、スパンの距離も短く、耐震継手の設置が困難であることから、耐震継手工の数量を 1 箇所減とする。【耐震継手工(誘導目地設置)+11 箇所】
- ② 契約締結後に実施した事前調査の結果、当初の想定より、人孔内の壁面の錆の劣化が一部進行しており、補修範囲を広げる必要があることから、数量を増とする。
(人孔補修+1.4 ㎡)
- ③ 契約締結後に実施した事前調査の結果、当初の想定より、No4-199-1-10-1 の上流人孔と No5-No208-10-1 下流人孔の足掛金物の劣化が一部進行していたため、それぞれ 1 箇所ずつ足掛金物の数量を増とする。また、No2-101-10-1 下流人孔の足掛金物が別工事で補修を完了させていたため、足掛金物の数量を 6 箇所減とする。(足掛金物撤去設置-4 箇所)
- ④ 契約締結後に実施した事前調査の結果、下水道台帳に記載されていない取付管が確認され、取付管の利用が現在無いことが確認できたことから、今後、陥没の原因となる可能性があるため、取付管の撤去を行う。(取付管撤去+11 箇所)